

保護者の皆様

川崎市立高津小学校 校長 西村 勇一郎

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における臨時休業についてのお知らせ

日頃より本校の教育活動についてご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、川崎市では「特別警報」(各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報)及び「暴風警報」「暴風雪警報」などが発令されたときの児童の安全確保について、次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご理解いただき、趣旨についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 1. 神奈川県全域、もしくは県内一部(川崎市に限られません)に「特別警報」及び「暴風警報」または「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雨警報」「大雪警報」等)が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、臨時休業や授業開始時刻を変更するような場合は保護者の皆さまにメール配信(ミマモルメ)等でお知らせいたします。臨時休業の際は、わくわくプラザも閉室になります(通常通りの場合は、メール配信(ミマモルメ)は致しません)。
3. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信(ミマモルメ)等でお知らせいたします。
4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の児童の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

以上よろしくお願いたします。

※午前6時の時点において「特別警報」及び「暴風警報」または「暴風雪警報」の発表された場合、あるいは発表が継続の場合は、原則メール配信は致しませんので、インターネット・テレビ等の情報でご確認ください。